

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年六月二九日法律第七四号)

一、提案理由(平成一七年六月二日・衆議院農林水産委員会)

島村国務大臣 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林水産省は、これまで、グリーンツーリズムの振興のための条件整備等を通じて、都市と農山漁村の交流の促進を図ってきたところでありますが、今般、公益法人改革の一環として、農林漁業体験民宿業者の登録制度について指定法人制度を廃止するための措置を講ずることといたしました。また、あわせて、農林漁業体験民宿業者の登録制度のより一層の活用を図り、農林漁業体験民宿を安心して利用できるようにするため、登録の対象となる農林漁業体験民宿業者の範囲や農林漁業体験民宿業者の登録基準についても改善を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、登録の対象範囲の見直しであります。登録の対象となる農林漁業体験民宿業者の範囲について、農林漁業者またはその組織する団体以外の者が、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する場合にも拡大することとしております。

第二に、農林漁業体験民宿業者の登録基準の見直しであります。農林漁業体験民宿業者は、利用者に生じた事故に対応する保険に加入している場合等に限り、登録を受けることができることとしております。

第三に、農林漁業体験民宿業者の登録を行う登録実施機関について、指定法人制度から登録制度へ移行することとあります。登録実施機関の登録を申請した者が資格要件に適合しているときは、国は登録しなければならないこととする等、所要の規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一七年六月一日)

山岡賢次君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、公益法人改革の一環として、農林漁業体験民宿業者の登録制度について指定法人制度を廃止するとともに、登録の対象となる農林漁業体験民宿業者の範囲や登録基準について改善を図ろうとするものであります。

本案は、去る六月一日本委員会に付託され、翌二日島村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、八日質疑を行いました。質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、

本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一七年六月二二日）

中川義雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業体験民宿業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度に改めるほか、登録の対象となる業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体に限定せず、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する者にまで拡大する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、体験民宿の登録数が減少している原因、登録の対象となる民宿の範囲を拡大する理由、農政におけるグリーンツーリズムの位置付けと、これを推進することの意義等について質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。